

# 東京都保健医療計画

## (令和6年3月改定)

### (案)

東 京 都



# 誰もが質の高い医療を受けられ、 安心して暮らせる『東京』を目指して



医療技術の発達などで、日本の平均寿命は大きく伸びてきました。東京は、世界の主要都市の中で、最も長寿を誇る都市となっています。高齢者一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できる、アクティブな「Chōju社会」を実現していきたいと思えます。

そのためにも、東京都は、安全・安心かつ質の高い保健医療の提供に向けて、がん対策や救急医療、在宅療養など、疾病・事業ごとに切れ目のない体制を整備し、医療人材の養成・確保等の取組を進めています。

今後、東京の高齢化が更に進む一方で、生産年齢人口は減少に転じます。2050年には、都民のおよそ3人に1人が65歳以上という、極めて高齢化が進んだ社会が到来すると予測されています。人のいきいきとした活動が、東京の持続可能な発展を支えます。その礎である安全・安心を一層強化するために、医療・介護サービスへの需要の増大に対応し、将来にわたって都民の命と健康を守っていかねばなりません。

今回の「東京都保健医療計画」の改定では、これまでの取組を深化すると同時に、新型コロナ対応や激甚化する自然災害を踏まえた有事における医療提供体制の強化、質の高い医療を効率的に提供するための医療DXの推進などを盛り込んでいます。

計画の理念は、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」です。その実現に向けて、高度急性期から慢性期までの医療機能の分化・連携、予防から治療、在宅療養に至るまでの各段階の取組、小児や働く世代、高齢者といったライフステージに応じた支援など、幅広い施策を着実に進めてまいります。

都民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和6年3月

東京都知事 小池百合子

# 目 次

## 第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて

第1章	計画の考え方	2
第2章	保健医療の変遷	9
第3章	東京の保健医療をめぐる現状	13
第1節	都民から見た保健医療の現状	13
第2節	保健医療資源の現状	35
第4章	地域医療構想	41
第5章	保健医療圏と基準病床数	49
1	保健医療圏	49
2	事業推進区域	52
3	基準病床数	55
第6章	計画の推進体制	58

## 第2部 計画の進め方

第1章	健康づくりと保健医療体制の充実	63
第1節	都民の視点に立った医療情報の提供・都民の理解促進	65
第2節	医療DXの推進	70
第3節	保健医療を担う人材の確保と資質の向上	76
第4節	生涯を通じた健康づくりの推進	114
1	生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）	114

2	母子保健・子供家庭福祉	120
3	青少年期の対策	126
4	フレイル・ロコモティブシンドロームの予防	129
5	COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防	132
6	こころの健康づくり	134
7	ひきこもり支援の取組	136
8	自殺対策の取組	139
	第5節 外来医療に係る医療提供体制の確保	143
	第6節 切れ目のない保健医療体制の推進	163
1	がん	163
2	循環器病（脳卒中・心血管疾患）	197
3	糖尿病	214
4	精神疾患	226
5	認知症	247
6	救急医療	259
7	災害医療	277
8	新興感染症発生・まん延時の医療	296
9	へき地医療	305
10	周産期医療	317
11	小児医療	337
12	在宅療養	356
13	リハビリテーション医療	369
14	外国人患者への医療	375
	第7節 歯科保健医療	382
	第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策	393
1	難病患者支援対策	393
2	原爆被爆者援護対策	396
3	ウイルス肝炎対策	397
4	血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策	401
	第9節 医療安全の確保等	404
	第10節 医療費適正化	410
	<b>第2章 高齢者及び障害者施策の充実</b>	<b>415</b>
	第1節 高齢者保健福祉施策	417
	第2節 障害者施策	425

<b>第3章</b>	<b>健康危機管理体制の充実</b>	431
第1節	健康危機管理の推進	433
第2節	感染症対策	437
第3節	医薬品等の安全確保	447
第4節	食品の安全確保	451
第5節	アレルギー疾患対策	455
第6節	環境保健対策	460
第7節	生活衛生対策	462
第8節	動物愛護と管理	465
<b>第4章</b>	<b>計画の推進主体の役割</b>	469
第1節	行政の果たすべき役割	471
1	区市町村・東京都・国の役割	471
2	保健所の役割	474
3	東京都の試験研究機関の役割	479
(1)	都健康安全研究センター	479
(2)	公益財団法人東京都医学総合研究所	482
第2節	医療提供施設の果たすべき役割等	485
1	医療機能の分化・連携の方向性	485
2	果たすべき役割	486
(1)	公立病院	486
ア	都立病院（（地独）都立病院機構が開設する病院）	486
イ	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	496
ウ	区市町村立病院	497
(2)	公的医療機関等	498
ア	特定機能病院	498
イ	地域医療支援病院	501
ウ	公的医療機関等（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）	504
(3)	民間病院、診療所、薬局等	505
ア	民間病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）	505
イ	一般診療所・歯科診療所	506
ウ	薬局	509
エ	訪問看護ステーション	513
第3節	保険者の果たすべき役割	515
第4節	都民の果たすべき役割	518

巻末資料	521
1 東京都保健医療計画（第七次改定）の検討経過	522
2 東京都保健医療計画推進協議会等委員名簿	523

## 別冊 資料編

### 第1章 国指針による指標等及び本計画における 評価指標一覧

### 第2章 二次保健医療圏別保健医療の概況

### 第3章 各種基礎データ

※資料編はホームページに掲載しております。